

平成十八年二月十日受領
答弁第三六号

内閣衆質一六四第三六号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ルールブル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号。以下「質問主意書」という。）が提出されるまで外務省が本件に関して調査を行ったことはない。先の答弁書（平成十八年一月三十一日内閣衆質一六四第八号）の四及び五について述べたとおり、質問主意書が提出されて以降、外務省において調査を行い、その調査の結果を衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）及び在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問に対する答弁書（平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号）において答弁している。

二及び三について

質問主意書を外務省が受領したのは、平成十七年十月十七日である。質問主意書に対する答弁書は、外務省大臣官房、欧州局及び国際法局により作成され、外務大臣が閣議請議を行い、同月二十一日の閣議に

おいて決定された。

四から六までについて

外務省として、関係者からの聞き取り等の調査を行った。調査結果は、先の答弁書（平成十八年一月三十一日内閣衆質一六四第八号）の四及び五について述べたとおり、衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）及び在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問に対する答弁書（平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号）において答弁している。

七について

御指摘の三名からも聞き取りを行った。